

山口県ミニバスケットボール連盟 功労者表彰規定

(目的)

第1条 この規定は、山口県ミニバスケットボール連盟(以下、「連盟」という。)で、ミニバスケットボールの普及・発展、及び児童の健全な育成に功績のあった者を表彰する手続きなどを定めることを目的とする。

(推薦基準)

第2条 推薦基準は、次のとおりとする。

1. 原則として、50歳以上の者
2. 長年(30年以上)に渡り、ミニバスケットボールの普及・発展に功績のあった者
3. 児童の健全な育成に情熱をもって取り組み、他の模範となる者

(推薦)

第3条 推薦は、次のとおりとする。

1. 理事は、連盟所定の功労者推薦書に必要事項を記入し、地区委員長に送付する。
2. 地区委員会の審議・議決を得て、地区委員長は、常任理事会に上申する。

(審査、及び通知)

第4条 審査、及び通知は、次のとおりとする。

1. 常任理事会の審議・議決を得て、表彰を決定する。
2. 地区委員長は、推薦した理事に通知する。

(表彰)

第5条 表彰は、次のとおりとする。

1. 功労者には、感謝状、及び記念品を贈る。
2. 表彰は、当事者とふさわしい場所・時間を協議した上で行う。

附則

- 1 この規定は、平成22年度5月から施行する。
- 2 この規定は、平成23年度4月一部改正 4 審査と決定
- 3 この規定は、平成25年度4月6日全面改正